

施設費	調査費	賠償金	雑損	計
四六〇六八・三六	三四四二〇・二七	三〇八八二〇・〇〇	二一、二〇七・七一	一、二六四七、八五四・五九

収入明細

荷役料	四七三、八一四・五二
補償金	一、二〇五、四五八・二八
雑益	六一、六一二・一〇
受入利息	八七、八・六五
計	六〇〇、六〇九・七七・五五

説

戦時中政府が内地香港に於ける荷役労働者の不足を充足する目的を以て華人労働者の移入を計畫し中國に於ける募集より内地への移送及び香港への割當・労働管理等の一切の事業を本會が政府より委任を受け是に依り生じ得べき損失は政府補償の諒解の下に昭和十九年五月以降實施に當つた勘定尻である

本會は本來の事業勘定と切離し別途會計を以て整理し政府補償に依り收支相償つて來たのであるが、昭和二十年度に入り中國貨幣價值の下落と移入人員の増加による買銀支出の増嵩を來し、且つ終戦後は不稼動中の休業手當支給暴動處理費用・不當要求の頻發による損失額急増し總額壹千六百萬圓の損失が豫想せらるゝに至つたのである。因に戦時損失額を清算し全額政府補償方を折衝したのであるが偶々終戦處理に伴ふ戦時補償の全般的打切を蒙りて二十年度終戦前に屬する部分は打切となり終戦後の全臺灣關係損失補償金として四百六拾九萬六千圓の支給を受け其の内百貳拾萬餘圓を本會の損失補填に充當した。何れにせよ本項自の六百六拾四萬餘圓は補償金削減による政府への請求殘額を示すものである。

請求總額  
減除金額  
請求殘額

請求總額	1,600,000
減除金額	935,000
請求殘額	665,000

(三) 銀行預金 (第二封鎖)

五六八八二六三・圓一五

内訳

安田銀行本店

五二三一、一四五・二〇

日本興業銀行本店

一八五二五一・七三

三菱銀行日本橋支店

八三九一〇・七五

帝國銀行東京支店

二〇一六六・九一

日本貯蓄銀行茅場町支店

一六六六五・八九

北海道拓殖銀行釧路支店

一五七一二二・六七

(四) 借入金

日本興業銀行借入金

一七〇六〇〇〇圓の内

昭和二十二年七月返済

一、二〇〇〇〇〇圓差引残

(五) 未拂利息

一〇〇〇〇・〇〇

(六) 預金 右借入金に對する利息概算額(利率日歩一錢二厘として計上)

内訳

大阪河川運送株式会社

一五三一〇六・〇〇

若松港運株式会社

一三八七九・二八

日鐵八幡港運株式会社

一、五一一二・七六

日鐵八幡港運株式会社

一、五一一二・七六

說明

何れも戰時中に於ける船舶運管會運送貨物の香港作業料である

(七) 經費 二〇〇〇・〇〇

說明

清算完了迄の殘務整理者二名程度の人件費（給料及退職手當）並に交通費・消耗品費・雜費等の概算額である

三 財產處分方針

前項記載の資產内容を検討するに

(一) 在外資產については政府の一致方針が所有者の負擔に歸するものと云はれ且つ又戰時補償も既に打切と決定せる今日之を換價し得る見込は殆ど無いものと考へられる

(二) 華工管理費は前段詳細説明せる通り政府に對する債權殘高を示すものであるが、戰時中に屬する部分は補償打切により戰後に屬する部分は一部交付をうけたのであるが差額は悉く査定の壓縮と解し見込なきものと考へられる

(三) 第二封鎖預金は金融機關再建整備に依り大幅切捨を免ぬかれ雖し、今若し五割程度の復活を見るものと考へれば約貳百八拾四萬圓が換價し得るものと推計し

(四) 是に第一封鎖預金を加算して約貳百八拾七萬圓程度が實際上の最終財産となるであろう

#### 四、債務の辨濟

前項の計算に依る最終財産貳百八拾七萬圓より清算必要經費貳萬圓を控除して負債額千七百拾四萬圓に對する割合を求むれば約一六%の債務辨濟割合となり債務超過額は千四百貳拾九萬圓となる

#### 五、清算終結の方針

前項の債務超過額千四百貳拾九萬圓を處理する方法としては舊會員に對する特別賦課金の賦課徴收によるか又は債務追及の讓歩に俟つかの二途が考へられるが特別賦課金の賦課徴收については左記事由、既に

(一) 在外資産發生の事情に依る理由

樺太にある資産の買収は樺太管海運送業整備と荷役設備の内地轉用を企圖せる政府が他に適當なる機關なき爲本會に臨時的に命令して行はしめたるものであり、固より本會としては其の本來の事業では無いので總會の議を経る事なく全く政府の事業の一部を一時的に代行する意味に於て實施して來たものであるから之について何等舊會員にその責任を轉嫁する理由が無い

(二) 華工移入管理事業の性質に依る事出

戰時中に於ける内地勞務者の不足を華人勞務者の移入に依り充足せんとする方針は政府が次旨會議にて決定し之が實施機關として他に適當なるものが無い爲本會にその實施を委任したのであり其の事業の内容に就き舊會員は會員として何等の介入も許されず損費はすべて政府の負擔となつていた關係上今に及んで舊會員に責任を負はしめる事は出来ない

(三) 銀行預金の償却に關する理由  
金融機關再建整備は本會清算中に決定したるものであり、本政策適用に依り蒙むるべき損失の防止について舊會員は何等の發言權も有さない時の出來事であるから責任のみを負はせる事は出来ない

(四) 賦課金の決定及徴收の困難  
香港運送業の性質上從來業者の賦課金負擔能力を比較検討する事は本會運営中に於ても至難の事柄であつて資本金取扱噸數等のデータを參考にはしたが結局殆んど其の決定時に於ける練達者の直観と各業者の意見を根據としたものに過ぎない  
従つて今若し數歩を譲り理論上舊會員に賦課し得るものとしても現況に於て本會解散時に例り適當に損失額の賦課割合を判斷する事は技術上不可能事と云つても過言ではないであらうし更に厄介な事は會員中既に解体したるものが相當數あることであるともあれ是れ

を強行するならば全部訴訟となる事を豫め覺悟しなければならぬ  
前段の理由を要約すれば本清算の債務超過額は全く政府補償金の無條  
件打切りと、戦後處理に基く政府の財政方針に原因したものであり更  
に之を堀下げれば本會が單行勅令に依つて設立された特殊法人であつ  
て戦時中運輸省の外局的性格を以て政府の運輸行政の一部を代行した  
結果に基くものである

本會自体の事業勸定の清算は極めて簡單なるに不拘、政府の行政代行  
をなしたるがために本來事業資金を代行事業に活用し、その儘補償打  
切のため回收不能となつたのであるからその損失額を舊會員に負擔せ  
しめることは妥當なる措置と言ひ難い

以上の理由に依り特別賦課金の賦課徴収が極めて困難であり又妥當で無  
いとすれば債務追及の讓歩を交渉する以外に本清算の終結を圖る方法が  
無いことになる

昭和二十年辰年二級備金支出要求書

二〇九一七  
總省

科  
出  
部  
目  
金  
考  
備

第一款 一 救 養 八三六四一六九

一六項 海運事業特別補助 八三六四一六九

第一目 華人労働者移入補助 八三六四一六九

由

前年度ニ於テ華人労働者ヲ内島ニ移入シ以テ海運荷役力ノ維持増進ヲ  
圖リ來リタル處本年度モ引續キ使役スルノ必要アル爲之ガ業務移入ニ  
付シ主トシテ内外埠間ニ於ケル労働賃ノ差等ニ基ク特別ノ企業負担ニ就  
キ補助金ヲ交付スルノ必要アリ仍テ之ニ要スル経費トシテ前掲ノ金額  
ヲ昭和二十年辰年二級備金ヨリ支出スルヲ要ス

50



第二級金支出要求書各目明細書

科目	金額	區分	
		區分	金額
臨時費			
一 臨時費	八三六四一六九		八三六四一六九
臨時費特別補助	八三六四一六九	華人勞務者移入補助	八三六四一六九

華人勞務者内地移入ニ付スル経費

一、施設事項

華人勞務者移入管理ノ主體タルベキ日本海運業者ノ特別ノ経費ニ就キ補助金ヲ交付スルコト

二、補助金

區分	金額	備考
移入者補助追加額	五六六五二八	〇
管理費及移動費	三〇七五〇〇	〇
差遺	六二三八四	〇
合計	八三六四一六八	〇

内 詳

(一) 移入費補助追加額

區分	移入人員	單			復		台 金 額
		所 要 額	支 給 額	差 引 増 加 額			
第一次	五七三〇	一〇七三	三三三	七二八	一七三〇	一〇〇〇	
第二次	三六八	四〇〇	三三五	四〇五	四九二	一〇〇〇	
計	六〇九八	一四七三	六六八	一一三三	二二二二	二〇〇〇	

(二) 管理費及移動費

使用人員	月 額	年 額	台 金 額	備 考
五二四〇	三三	三九六	二〇七五〇	減耗三%ヲ控除ス

(三) 送 還 費

送還人員	輸送費	台 金 額	備 考
四八三六	一二九	六二三八	

華工供出費明細 (個人當り)

項 目	20年3月迄	20年4月以降
華工供出費	2,470.00	2,470.00
身延品費	1,302.00	3,906.00
炊事用品費	208.00	624.00
醫藥用品費	100.00	300.00
設備費	410.00	410.00
合 計	4,400.00	7,440.00

新 明 報

( 1 人 堂 )

金額	摘要
<del>157,772</del> . 00	5074
<del>157,771</del> . 00	3716
113,247 . 50	1099
33,503 . 10	361
11,021 . 00	68906
2,099,571 . 70	67921
2,069,553 . 70	985
30,018 . 00	98
<del>2,996</del> . 00	5092
<del>2,995</del> . 00	4880
155,164 . 34	212
148,702 . 04	12835
6,432 . 60	6303
391,099 . 07	6001
192,080 . 40	530
182,850 . 37	549
16,168 . 00	3708
16,739 . 46	2226
112,998 . 82	1481
67,849 . 22	1789
45,149 . 60	705
<del>54,524</del> . 00	1083
<del>54,523</del> . 00	9170
<del>21,488</del> . 00	
<del>21,495</del> . 00	
33,026 . 90	
279,440 . 00	
	107328
3,270,305 . 79	

大 科 目	小 科 目
輸 送 費	馬 車 送 費
	食 料 中 送 費
	雜 送 費
身 體 費	衣 備 費
	雜 費
娛 樂 用 品 費	
飲 事 用 品 費	飲 事 道 具 費
	雜 費
食 糧 費	主 食 費
	副 食 費
	有 造 運 搬 費
宿 泊 費	
送 保 護 費	送 員 給 與 旅 費
結 算	縣 政 府 新 民 行 納 入 金 雜 費
募 集 費	
計	